

モンシュシュ事件

判決年月日 平成23年6月30日

事件名 平成22年(ワ)第4461号 商標権侵害差止等請求事件

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110706101915.pdf>

担当部 大阪地方裁判所第26民事部

【コメント】

- ・ 本件の争点は多岐にわたりますが，特に，原告商標と被告商標との類否判断における要部の認定（争点2 関連），及び，被告標章が被告の著名な略称を普通に用いられる方法で表示したものの否か，すなわち，商標法第26条第1項第1号該当性についての判断（争点4 関連）が注目されます。
- ・ 本判決は，文字と図形（花ないし蕾）を組み合わせた結合商標である被告商標の要部の認定に際して，つつみのおひなっこや事件（最判平成20年9月8日（最高裁判所裁判集民事228号561頁）において示された判断基準を踏襲しています。同最高裁判決は，結合商標の構成部分の一部を要部として抽出してこの部分だけを他の商標と比較することにより商標そのものの類否を判断することが許されるケースを限定しているところ，本件で問題となった被告の結合商標（被告標章1及び8）においては，「Mon chouchou」との文字以外の部分からは，出所識別標識としての称呼，観念が生じないものと認められ，構成部分の一部を要部として認定することが許されるケースに該当するとの判断は妥当と思われる。

（原告登録商標）

MONCHOUCHOU
モンシュシュ

（被告標章1）



（被告標章8）



- ・ また，本判決は，被告標章（のうち2～4）は被告の著名な略称を普通に用いられる方法で表示したものであり，商標法第26条第1項第1号に該当するから，原告の商標権の効力が及ばないとの被告の主張に対して，被告の略称である「モンシュシュ」が著名であると認められないことを理由に，同号該当性を否定しました。その際，「モンシュシュ」が著名でないことの認定根拠として，本件訴訟提起を報じた一般消費者向けの新聞記事の見出しにおいて，『堂島ロール』の会社を提訴」等，被告をその代表商品である「堂島ロール」の会社として扱っていることに加え，種々のアンケート調査結果によれば，「堂島ロール」の知名度にも関わらず，その製造販売元である被告の営業標章としての「モンシュシュ」の知名度は低く，その程度は「モロゾフ」等の他の営業標章と比べると顕著であること，を挙げています。アンケート調査の結果を重視して，被告の略称の著名性についての判断を導いた点が，参考になるものと思われます。

（被告標章2～4）

モンシュシュ

Mon chouchou

mon-chouchou

【参考】

本裁判例は，以下の3つの最高裁判例を引用しています。

争点2（被告商標1及び5ないし9は，本件商標に類似するか）について つつみのおひなっこや事件（最判平成20年9月8日（最高裁判所裁判集民事228号561頁））

なお，結合商標について類否の判断をした近時の裁判例としては，ATHLETE事件（知財高判平成22年4月28日（判時2090号131頁）〔類似〕），ロキ事件（知財高判平成22年7月21日（判時2106号128頁）〔非類似〕），「ころをなでる静寂 みやこ」事件（知財高判平成22年9月8日）〔類似〕），ハーブヨーグルトン事件（知財高判平成22年11月30日（判時2103号132頁）〔類似〕）等があります。

争点6（原告の損害の発生の有無）について 小僧寿し事件（最判平成9年3月11日（民集51巻3号1055頁））

争点7（原告の請求は権利濫用か）について ポパイ事件（最判平成2年7月20日

(民集44巻5号876頁)) もっとも、本件において原告の請求が権利濫用に当たらないことは明らかと思われます。

また、争点4(被告標章2ないし4は、被告の著名な略称を普通に用いられる方法で表示したものか)に関連して、「自己の氏名，名称，雅号，芸名，筆名」の「著名な略称」に該当するか否かを判断した裁判例として、小僧寿し事件(最判平成9年3月11日(民集51巻3号1055頁)，高松高判平成6年3月28日(平成4年(ネ)第120号)，高知地判平成4年3月23日(判タ789号226頁))，日本美容医学研究会事件(東京高判平成13年4月26日(平成12年(行ケ)第345号))等があります。

なお、商標法第3条第2項該当性(他商品識別力の獲得)に関するものですが、アンケート調査結果を積極的に証拠として評価する近時の裁判例として、ヤクルト立体商標事件(知財高判平成22年11月16日(判例時報2113号135頁))があります。

【事例】

- 1 被告商標の構成部分の一部を要部として認定し、被告標章が原告の有する商標権にかかる商標と類似すると判断した事例
- 2 被告標章にかかる「モンシュシュ」が、被告の略称として著名であるとは認められず、被告標章は「被告の著名な略称を普通に用いられる方法で表示する商標」(商標法第26条第1項第1号)に該当しないと判断した事例

【判決内容の概要】

争点(被告の反論)は多岐にわたりますが、主立った点を紹介します。

《争点2(被告商標1及び5ないし9は、本件商標に類似するか)について》

被告標章1及び8の要部を認定するにあたり、以下のように判示した。

「(被告商標1について)ところで、複数の構成部分を組み合わせた結合商標と解されるものについて、商標の構成部分の一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することは、その部分が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合や、それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合などを除き、許されないというべきである(最高裁平成20年9月8日第二小法廷判決・裁判集民事228号561頁参照)。

この点、被告標章1の図形部分は、花というオーソドックスなモチーフを使用したデザインであって、出所表示となるような特段の意味づけがされているとは認められないし、被告の使用する標章に一律に使用されているものでもない。したがって、被告標章1は、全体が1つのマークとして認識されるのではなく、図形部分は飾りであると認識されると考えられ、図形部分からは、出所識別標識としての称呼、観念は生じないと認められる。

以上のとおりであるから、被告標章1の要部である「Mon chouchou」の部分だけを抽出し、本件商標と比較して類否を判断すべきである。」

「(被告商標8について)被告標章8は、被告標章1のうち、図形の花をつぼみに変え、茎を増やした上(なお、被告標章1に比べ、花の茎は、「M」の文字の左端と明確につながっているが、一見したところでは、両者の違いはほとんど目立たない。)、蝶などの図形と、「baby」の文字、「from Tokyo」の記載を付加したものであって、被告標章1をアレンジしたものだといえる。

そのうち「baby」の部分は、筆記体で記載された「Mon chouchou」の部分とは異なって楷書体で記載され、記載態様も、飾り文字である「M」の左上に、小さく付加された形であるため、「Mon chouchou」の部分が、強く印象づけられているといえる。

また、「baby」は、その意味内容が広く知られ、日常的に使用されている英単語であるところ、形容詞として使用される場合は、「ミニ」や「プチ」などと同じく、小さいものを表す修飾語として、他の言葉と組み合わせて使用されており、単独で出所識別標識としての称呼や観念を生じるものではない。「from Tokyo」の部分も、地域を示す表示であるから、やはり、単独で出所識別標識としての称呼や観念を生じるものではない。

そして、花や蝶などの図形部分は、被告標章1と同様、飾りとして認識されると考えられ、そこから出所識別標識としての称呼や観念は生じない。

以上のとおりであるから、被告標章8は、「Mon chouchou」の部分が、取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えており、「Mon chouchou」以外の部分から、出所識別標識としての称呼、観念は生じないと認められる。

したがって、被告標章8の要部である「Mon chouchou」の部分だけを抽出し、本件商標と比較して類否を判断すべきである。」

《争点4(被告標章2ないし4は、被告の著名な略称を普通に用いられる方法で表示したものか)について》

「(1)著名性について

被告標章2ないし4が被告の略称であることは、原告もこれを争うものではないところ、被告は、この略称が著名であるとして、商標法26条1項1号に基づく抗弁を主張する。

しかしながら、本件訴訟提起を報じた平成22年1月21日付け新聞記事の見出しのうち被告に関する記載は、読売新聞が「堂島ロール製造 モンシュシュを提訴」(乙207の1)、産経新聞が「堂島ロール販売元を損賠提訴」(乙207の2)、毎日新聞が「堂島ロールのモンシュシュを訴え」(乙207の4)、日刊スポーツ新聞が「『堂島ロール』の

会社を提訴」(乙207の5)，神戸新聞が「『堂島ロール』社を提訴」(乙207の6)，日本経済新聞が「『堂島ロール』の会社を提訴」(乙207の7)というものである。このように，全国紙を含む各紙が，見出しにおいて，被告を「堂島ロールの会社」あるいは「堂島ロールを製造販売しているモンシュシュ」として扱っていることから，この時点で，「モンシュシュ」が，被告を指す名称として一般には認知されていなかったことが窺われる。日本経済新聞の記事には，堂島ロールとの関連づけを行うことなく「モンシュシュ」の名称が見出しに出ているものも存在するが(乙72，170)，これらは経済界向けの記事であり，需要者である一般消費者向けの記事ではない。

また，前記1(3)イで述べたとおり，平成22年9月段階で行われた，週に1回以上スイーツ(洋菓子)を食べる(購入する)20代から50代の女性を対象とするアンケートの結果(乙206)によれば，「堂島ロール」を知っている人の中でも，「モンシュシュ」という名前を知らない人は，京浜地区で42.6%存在し，大阪・京都・兵庫(神戸市除く)においてすら31.9%存在する。また，同年10月段階で行われた同様のアンケートの結果(乙211)においても，洋菓子の営業標章としての「モンシュシュ」の認知度は，札幌市(被告の店舗が存在する。)で23.7%，仙台市(被告の店舗が存在しない。)で21.0%，名古屋市(被告の店舗が存在する。)で57.0%，広島市(被告の店舗が存在する。)で31.0%，福岡市(被告の店舗が存在しない。)で17.3%である。この数字は，同じアンケート結果において，これら全市で，モロゾフが95%前後，ゴディバが90%前後，ユーハイムが85%前後の認知度であるのに比べて，かなり低いといえる。

これらのことからすれば，「モンシュシュ」が，被告の略称として著名であるとは認められない。

(2) 結論

以上のとおりであるから，被告標章2ないし4が「普通に用いられる方法で表示する商標」に該当するかについて判断するまでもなく，商標法26条1項1号に基づく被告の抗弁には理由がない。」

〔文責：中村 理紗〕以上